

## 療養病床から転換した介護老人保健施設について

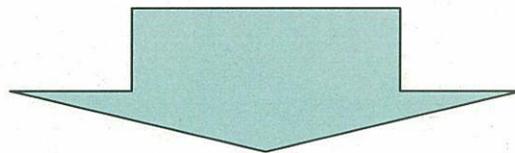
### 考え方（前回（10月12日）ご議論いただいたものの整理）

- 療養病床は、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、療養病床から転換した介護老人保健施設についても、この機能を引き続き確保する必要がある。
- また、療養病床の転換に際しては、療養病床に入院していた者のうち、一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く、状態が安定している者の医療ニーズに適切に対応することが必要である。
- こうした医療ニーズについては、既存の介護老人保健施設の基準等では対応することが難しいものがあるため、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一部機能を付加して対応する必要がある。具体的には、
  - ・ 平日昼間における医療ニーズの高まりに対する対応
  - ・ 夜間等の対応（急性増悪といった緊急対応、日常的な医療処置）
    - ※ 既存の介護老人保健施設では、夜間の看護職員の配置は義務づけられていない。
  - ・ 看取りへの対応
    - ※ 死亡退所率 介護療養病床:27.0% 介護老人保健施設:2.2%

- これらの機能については、入所者全員がほぼ等しく受けるサービスと入所者の状態により個別のニーズが大きく異なるサービスに分かれることから、介護報酬上の評価手法としては、入所者に等しく支払う方式と実際にサービス提供がなされた程度に応じ支払う方式を適切に組み合わせ、現行の施設サービス費に加えて評価することとする。
- 一方、療養病床が介護老人保健施設に転換した後、一定期間の経過に伴い、退所等により入所者像が変化する可能性がある。
- 療養病床から転換した介護老人保健施設については、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く状態が安定している者」を受け入れることにより、療養病床が担っていた一般病床からの退院者の受け皿としての機能を担保する必要がある。
- また、療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者については、既存の介護老人保健施設の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高いと考えられる。
- このため、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。

## 療養病床から転換した介護老人保健施設の要件【詳細は別添参照】

- 療養病床については、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、療養病床から転換した介護老人保健施設についても、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低位状態が安定している者」を受け入れることから、こうした機能を引き続き確保する必要がある。
- また、これらの入所者については、既存の介護老人保健施設の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高く、このため、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、療養病床から転換した介護老人保健施設については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。



療養病床から転換した介護老人保健施設については、以下の要件を設定する。【詳細は別添1参照】

- ① 医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上であること
- ② 療養病床における実施頻度が介護老人保健施設に比べ高い医療処置について、同処置が行われた者が一定以上の割合で入所していること

### 1. 入所者全員が等しく受けるサービス

#### ① 夜間等の対応【詳細は別添2参照】

療養病床から転換した介護老人保健施設では、夜間等における日常的な医療処置を要する入所者が一定程度存在すると想定される。よって、入所者の医療ニーズに対応できるよう、夜間等における看護職員の継続的な配置が必要。

→ 夜間看護業務量や夜勤シフトから勘案した必要看護職員数を基に、療養病床から転換した介護老人保健施設における夜間等の必要看護職員配置数を設定し、評価する。

#### ② 物品費

療養病床から転換した介護老人保健施設では、既存の介護老人保健施設と比較して医療ニーズも高まるため、医薬品費・医療材料費といった物品費が高額となる。

→ 療養病床から転換した介護老人保健施設において入所者の医療ニーズから勘案して必要となる物品費についても評価する。

#### <具体的な加算のイメージ>

● 次に掲げるような要件を満たした場合に、入所者の医療ニーズに応じた看護職員の加配や物品費のコスト上昇相当分について、施設サービス費に加えて評価してはどうか。

- ・ 看護職員により24時間看護体制を確保していること(※)

※ 小規模の施設については、一定の配慮が必要ではないか。

- ・ 定員規模に応じた配置基準を満たしていること

## 2. 入所者によりニーズが大きく異なるサービス

### ① 看取り

療養病床から転換した介護老人保健施設では、看取りを要する者が一定程度存在することから、入所者や家族の意向に沿った安らかな最期を迎えることができるようにすることが必要である。

→ 医師、看護職員等による終末期における看取り体制を適正に評価する。

#### <具体的な加算のイメージ>

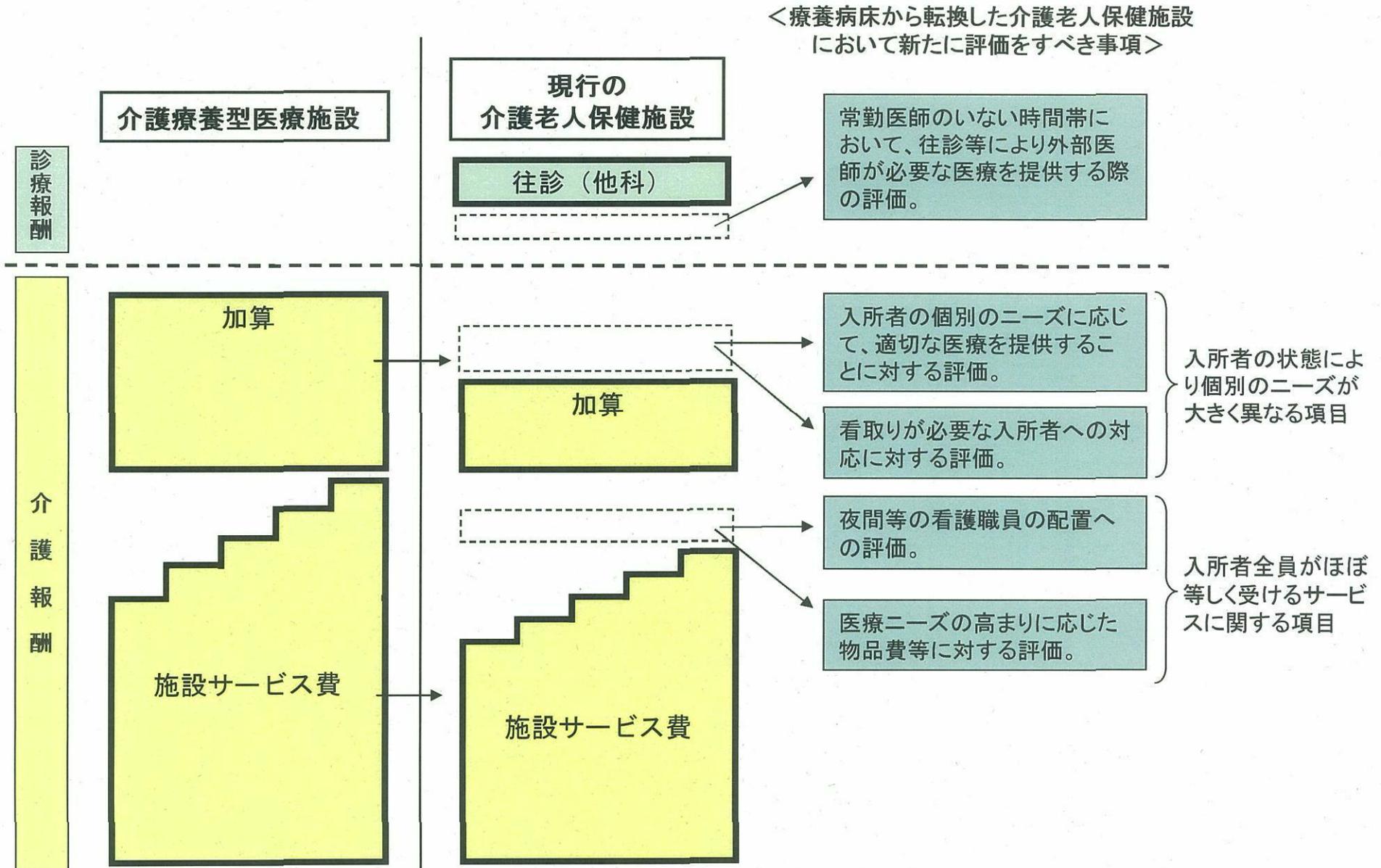
- 医師・看護職員等による終末期における看取り体制を評価してはどうか。
  - 具体的には、次に掲げるような要件を満たした場合に、加算により評価してはどうか。
    - ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者に対するものであること
    - ・ 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに関する計画が作成されていること
    - ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して、随時、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながらターミナルケアが行われていること
    - ・ 入所者が入所施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合(※)
- ※ 療養病床から転換した介護老人保健施設は医療提供施設であることから、病院等の転院先で死亡した場合は評価しない。
- 評価については、現行の介護老人福祉施設の「看取り介護加算」と同様、看取りの期間に応じた評価することとしてはどうか。

### ② その他の項目

現在、介護療養型医療施設において、施設サービス費とは別に入所者の個別の医療ニーズに応じて評価している項目については、下記の項目を除き、引き続き評価することとしてはどうか。

- ・ リハビリテーションに関する事項(介護老人保健施設については、既に指定基準上、PT/OT 1名を必置としている。)
- ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者像にかんがみ、除外することが適当と考えられる事項(こうした施設に入所することが想定されていない医療区分3に関する項目等)

# 療養病床から転換した介護老人保健施設に係る介護報酬・診療報酬上の評価



## 療養病床から転換した介護老人保健施設の施設要件について

### 施設要件の考え方

療養病床については、これまで一般病床からの退院者の受け皿としての機能を果たしており、「療養病床から転換した介護老人保健施設」についても、現在の入所者のうち、「一定の医療サービスを必要とするものの医療の必要性が比較的低く状態が安定している者」を受け入れることから、この機能を担保する必要がある。

また、これら入所者は、「既存の介護老人保健施設」の入所者と比較し、日中・夜間等を通して一定の医療ニーズが高いと考えられ、適切な医療サービスの提供が必要な者の受け皿を確保する観点から、「療養病床から転換した介護老人保健施設」については、一定の医療サービス等を必要とする者の割合を一定程度確保する仕組みを設ける必要がある。

したがって、「療養病床から転換した介護老人保健施設」の施設要件については、上記の事項を勘案して設定を行う。

### 施設要件（案）

要件1) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上※であること

（ただし、同要件は、平成21年4月から適用することとする）

要件2) 既存の介護老人保健施設に比べ「療養病床から転換した介護老人保健施設」での実施頻度が高い医療処置について、算定日が属する月の前3月間において同処置が行われた者が一定以上の割合※で入所していること

※「一定以上の割合」については、最新データを基に算出する

要件1) 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上」であること

【算出方法(案)】

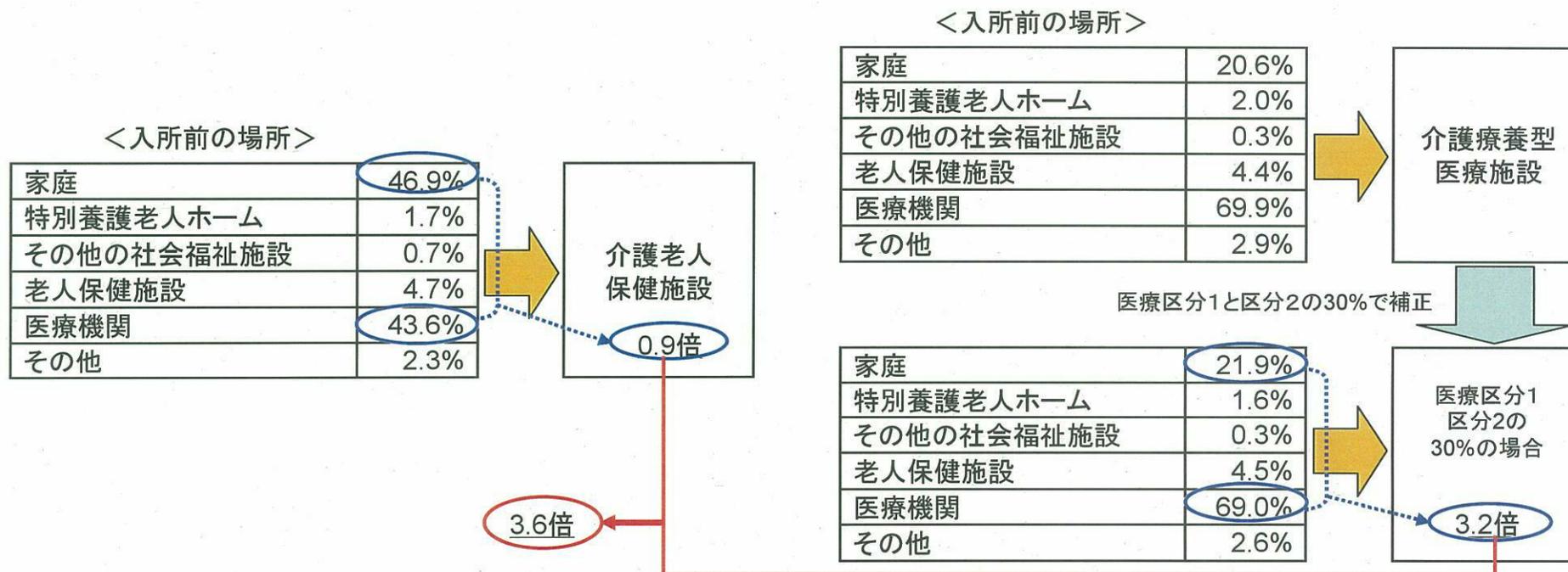
○「H13年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)及び「H18年 慢性期入院医療の包括評価に関する調査」(厚生労働省保険局)における調査結果を基に、「療養病床から転換した介護老人保健施設」及び「既存の介護老人保健施設」について、入所前の場所が「家庭」である場合と「医療機関」である場合の比率(医療機関/家庭)を算出した

⇒その結果、「療養病床から転換した介護老人保健施設:3.2倍」、「既存の介護老人保健施設:0.9倍」となった。

○「療養病床から転換した介護老人保健施設」については、一般病床からの退院者の受け皿としての機能を継続することが期待されることから、「医療機関から入所する者が家庭から入所する者の〇倍以上」であることを要件とする。

○なお、最終的に基準を設定する際には、最新のデータをもとに、平均的な値と分散の幅を踏まえつつ設定する。

○また、入退所者については、月単位の変動が非常に大きいことから、一定の評価期間(12月)が必要であり、さらにこの要件については新規入所者を対象とすることから、この要件は平成21年4月から適用することが適切ではないか。



※データについては、H13年度介護サービス施設・事業所調査を使用し、療養病床から転換した老健施設の入所者については、「医療区分1及び医療区分2の30%の者が移行する」と仮定した。最新のデータや計画値が明らかになった際は、それらを用いて再計算を行うこととする。

要件2) 「『既存の介護老人保健施設』に比べ『療養病床から転換した介護老人保健施設』において実施頻度が高い医療処置」について、算定日が属する月の前3月間において同処置が行われた者が一定以上の割合で入所していること

【算出方法(案)】

○「H13年 介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)及び「H18年 慢性期入院医療の包括評価に関する調査」(厚生労働省保険局)における調査結果を基に、「療養病床から転換した介護老人保健施設」及び「既存の介護老人保健施設」において行われている処置のうち、実施率が低い(1%未満)処置を除き、それ以外の処置で実施率に差があるもの(3倍以上)を抽出した。

⇒その結果、両施設での実施率の差が3倍以上となるのは、**経管栄養(14.8/2.2=6.7倍)**と**喀痰吸引(7.1/1.8=3.9倍)**であり、「療養病床から転換した介護老人保健施設」におけるこの2つの医療処置の実施率を用いて施設要件を設定する。

○なお、最終的に基準を設定する際には、最新のデータをもとに、平均的な値と分散の幅を踏まえつつ設定する。

○また、当該医療処置を行っている者は月単位で変動する可能性があるため、**一定の評価期間(3ヶ月)**をおく必要があるのではないかと。

医療区分1と区分2の30%で補正

施設内での処置	介護老人保健施設		介護療養型医療施設		医療区分1 医療区分2の30%	
	人数	%	人数	%	人数	%
点滴	5,078	2.3%	8,074	7.4%	906	1.2%
膀胱カテーテル	3,807	1.7%	8,869	8.1%	3,644	5.0%
人工膀胱	138	0.1%	98	0.1%	48	0.1%
人工肛門	854	0.4%	541	0.5%	266	0.4%
喀痰吸引	4,008	1.8%	14,711	13.5%	5,191	7.1%
ネブライザー	1,721	0.8%	4,725	4.3%	データ無し	データ無し
酸素療法	1,080	0.5%	2,830	2.6%	0	0.0%
気管切開	132	0.1%	1,980	1.8%	324	0.4%
人工呼吸器		0.0%	24	0.0%	0	0.0%
中心静脈栄養	14	0.0%	848	0.8%	0	0.0%
経管栄養	5,011	2.2%	20,241	18.5%	10,839	14.8%
透析	34	0.0%	367	0.3%	110	0.2%
ドレーン	54	0.0%	190	0.2%	0	0.0%
モニター測定	3,704	1.7%	2,713	2.5%	0	0.0%
じょく瘡の処置	2,461	1.1%	5,229	4.8%	1,061	1.4%
疼痛管理	15,130	6.8%	7,635	7.0%	4,254	5.8%
在所者数	223,895		109,329		73,334	

注: 3.9倍 (1.8% → 7.1%), 6.7倍 (2.2% → 14.8%)

※データについては、H13年度介護サービス施設・事業所調査を使用し、療養病床から転換した老健施設の入所者については、「医療区分1及び医療区分2の30%の者が移行する」と仮定した。最新のデータや計画値が明らかになった際は、それらを用いて再計算を行うこととする。

## 夜間等の看護職員配置について

### 課題

療養病床から転換した介護老人保健施設では、夜間等において、急性増悪への対応のほか、喀痰吸引、経管栄養等の日常的な医療処置を要する入所者が一定程度存在すると想定されることから、夜間等における看護職員の継続的な配置等が必要である。

### 必要看護職員数

#### 【夜間看護業務量から勘案した必要看護職員数】

療養病床から転換した介護老人保健施設において夜間等に発生する看護職員の業務量を下記の方法で算出する。

- ①「慢性期入院医療調査※」及び「看護必要度調査※」結果から、夜間等に実施される看護業務、補助・間接業務を選定。
- ②「看護必要度調査」結果から、設定された各業務にかかる看護提供時間を算出するとともに、同調査における24時間内の各時間帯における実施頻度から、各業務の24時間内の実施時間帯分布を把握。
- ③「慢性期入院医療調査」結果から、療養病床から転換した介護老人保健施設に入所している者のうち、①で設定された業務の対象者を把握。
- ④②、③の結果から、「夜間等（17:00～翌9:00迄）」「深夜（21:00～翌6:00迄）」「早朝・夜間（6:00～9:00と17:00～21:00）」の各時間帯における看護業務量及び必要看護職員数を算出。

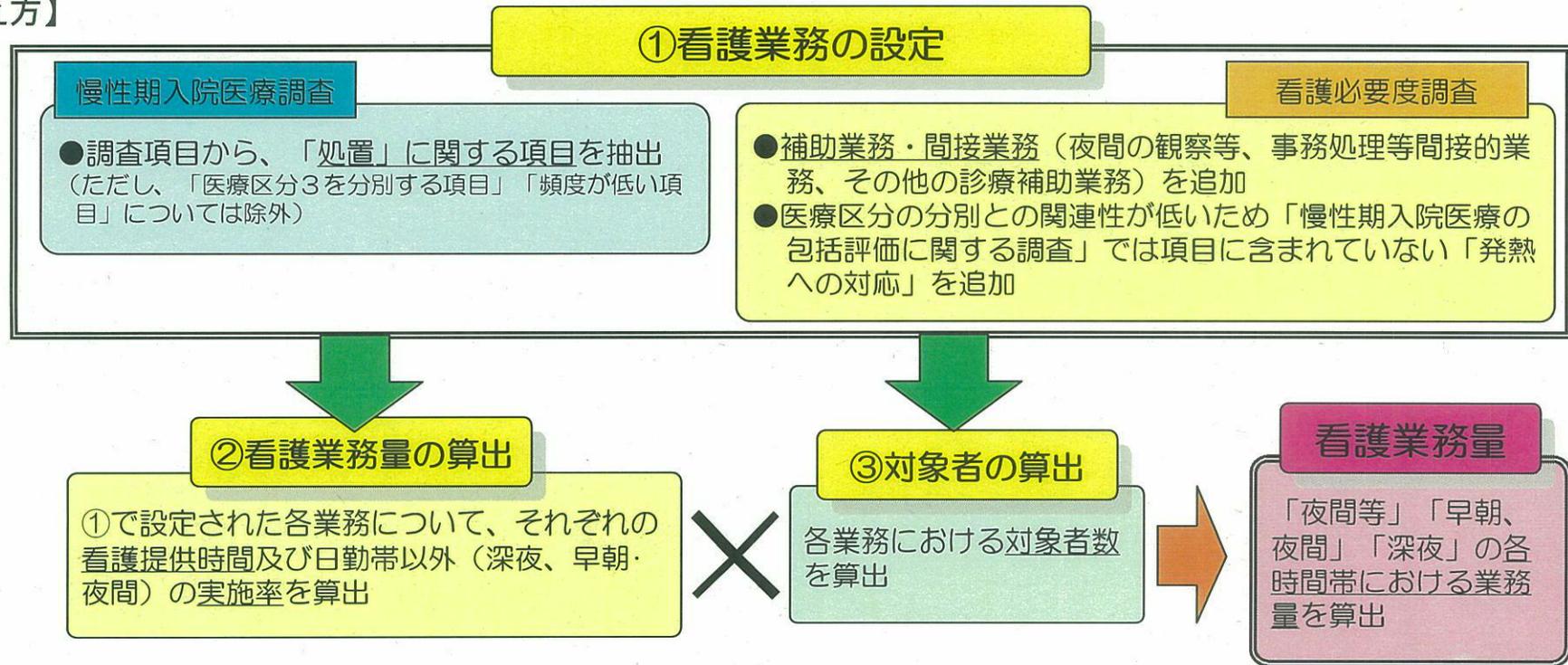
#### 【夜勤シフトから勘案した必要看護職員数】

夜勤シフト表から、夜勤帯に必要な看護職員数（常勤換算：ただし、看護職員1人の月間夜間勤務時間が72時間を越えないこととする。）、及び各時間帯の必要看護業務量（及び職員数）を勘案しながら、実現可能な看護職員配置を設定。

※「慢性期入院医療調査」⇒「平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査の結果」（H19.6.13版）（厚生労働省保険局）  
「看護必要度調査」⇒「看護必要度導入に関する調査研究」（平成13年度（財）医療情報システム開発センター）

# 夜間等の看護職員配置の算出

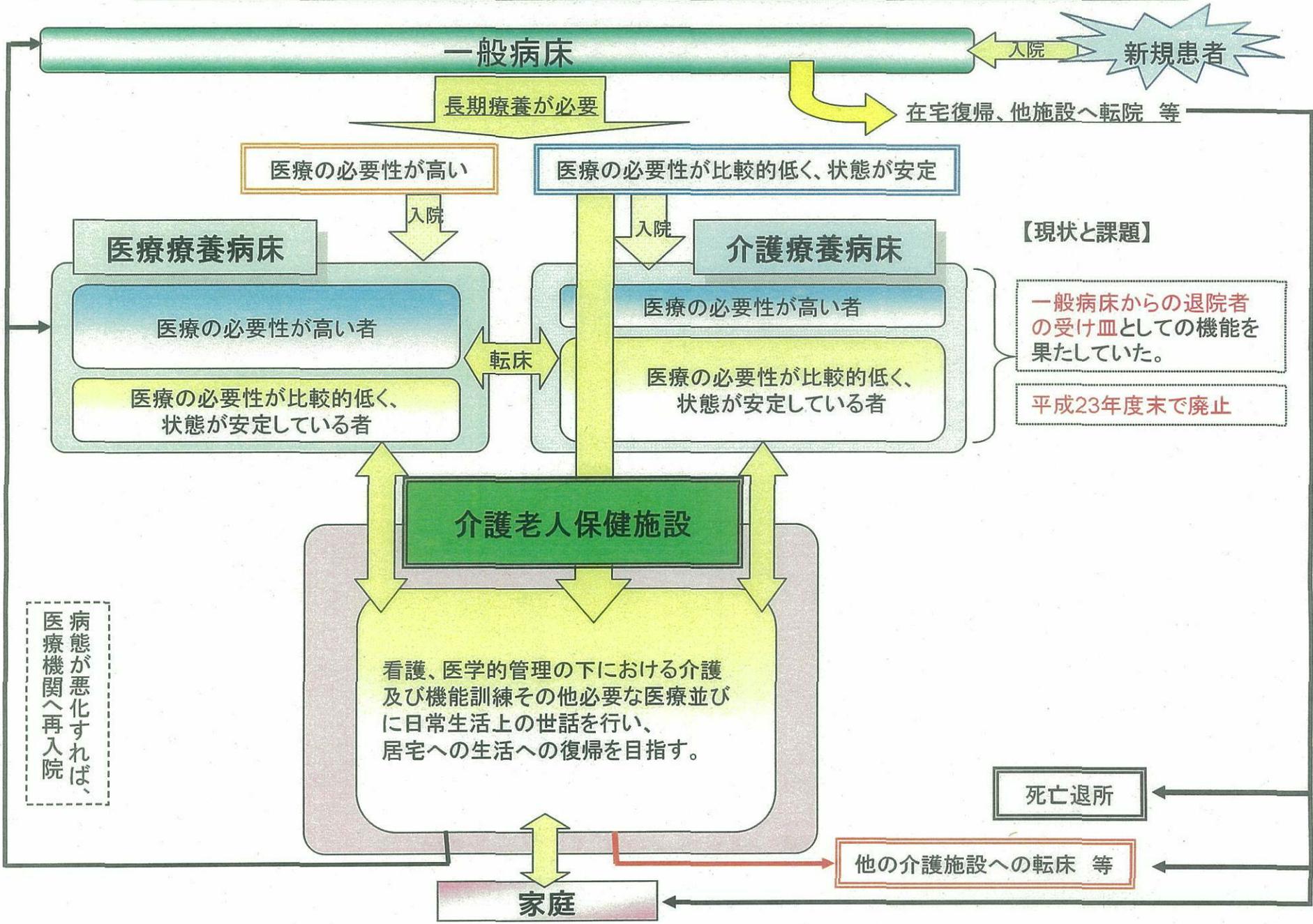
【考え方】



【算出例】 対象者(入所者)について、「医療区分1及び医療区分2の30%の方が引き続き療養病床から転換した介護老人保健施設に入所している」と仮定した場合の各時間帯における看護提供時間及び必要看護職員数(常勤換算)は以下のとおりとなる(60床当たり)。

	6:00～9:00及び17:00～21:00	21:00～翌6:00
必要看護職員数 (常勤換算)	1.95人	1.03人

# 医療サービスを必要とする者の流れについて(現行)



# 医療サービスを必要とする者の流れについて(療養病床再編成後)

